

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 保健師×ヤングケアラー支援

～ヤングケアラーに気づく～

令和6年度

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

## 法改正の経緯・概要

### 法改正までの背景

- ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（令和3年5月17日）により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上が今後取り組むべき施策と設定された。
- 国においては、**令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始した。**
- しかし、ヤングケアラー支援に関する**法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。**



### 法改正の内容（公布日（令和6年6月12日）施行）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、**子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。**
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとした。

# ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

# ヤングケアラーの実態調査結果（小学生～大学生）

- 令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学6年生・大学3年生を、それぞれ対象にヤングケアラーの実態調査を実施

※ 子ども・子育て支援推進調査研究事業により、令和2年度は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、3年度は株式会社日本総合研究所が実施。

## 世話をしている家族の有無

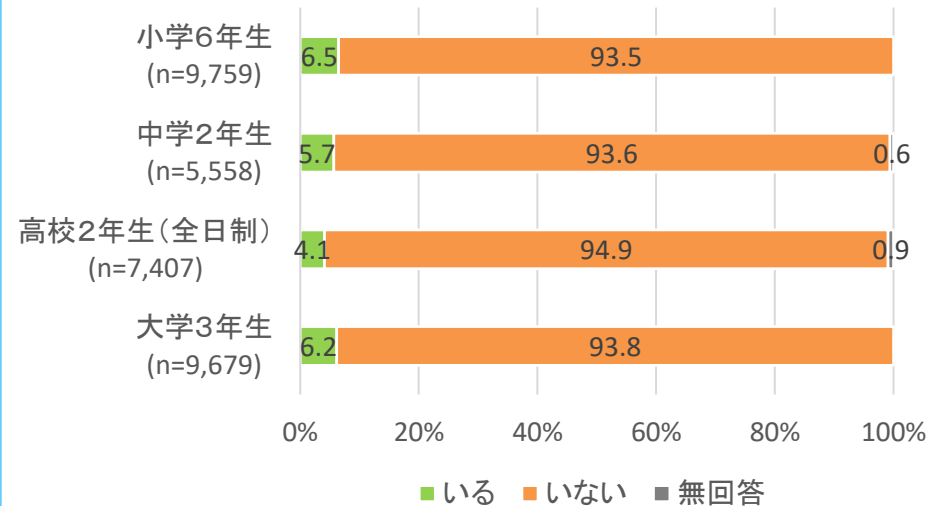
小学6年生の6.5%

中学2年生の5.7%

高校2年生の4.1%

大学3年生の6.2%

○ 世話をしている家族の有無について



※ 大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

※ 例えば、親が仕事で不在の間に幼いきょうだいの遊び相手をするといったケースが含まれ、数値を引き上げている可能性がある。

# 何が問題なのか？

本来大人が担うと想定されている日常生活上の世話（家事や家族の介護など）を過度に行っていることにより、こども・若者自身がやりたいことができないなど、こども・若者自身の権利が守られていないことが問題。

学校を休みがち（遅刻・早退）

自分の時間が取れない

勉強の時間が取れない

友達と遊ぶ時間が取れない

部活・習い事ができない

友達と会話が合わない

孤独・孤立

睡眠不足・身体の不調

進路変更（夢を諦める）

などの影響の可能性あり

## 「お手伝い」との違い

- ①ケアを要する家族がいるという条件下で担っているという「状況の違い」
- ②担っていることの「内容、量（頻度や時間）の違い」
- ③ケアに対する「責任の度合いの違い」

濱島淑恵, 2021, 『子ども介護者』角川新書, p.160より

## ヤングケアラーに気づくことの重要性



- ・病名や適切な対処が分からない中で必死でケアをしている
- ・困っているか聞かれても、これが日常だから分からない
- ・家族のことは家族が解決するのが普通でしょ
- ・他の人に家の状況を知られたくない

周囲の機関・大人が  
アプローチしない



- ・過度な負担をこども・若者が一人で抱え込み続ける



- ・身体的精神的負担
- ・こども・若者らしい時間が奪われる
- ・孤立



周囲の機関・大人がヤングケアラーに気づき、  
適切な関わりを続ける

- ・客観的に見た家族の状況を知る
- ・自分が支援を求めて良い状況だと知る
- ・支援策があることを知る



本人や家族の受け入れの下、必要な支援につながる

- ・ケア負担の外部化・軽減
- ・こども・若者らしい時間の確保



## ヤングケアラーに気づくきっかけ

保健師業務において・・・

### 支援対象者の状況

- ・介護が必要
- ・障害がある
- ・がん、難病その他の慢性疾患
- ・精神疾患
- ・幼いきょうだい
- ・日本語が不自由 等

### 接触の機会

- ・健康診査
- ・訪問指導
- ・相談対応
- ・各種申請、届出時の面接
- ・健康教育
- ・地区組織活動
- ・地域の関係機関からの情報 等

### こども・若者の様子の例

- ・こどもがきょうだいの世話や送迎をしている
- ・周囲に気を遣いすぎている
- ・家族の介助・介護をしている姿を見かける
- ・家族の付き添いをしている姿を見かける
- ・行政手続きをこどもが行っている
- ・病気等に起因する家族の言動や行動に対して感情面のサポートをしている

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について  
(ヤングケアラー関係) 令和6年6月12日付けこ支産第265号こども家庭庁支援局長通知

## アンケート調査等によるアプローチ

- ・主に市区町村において任意の記名式等個人を把握することが可能な方法により調査を実施することが必要。
- ・特にこどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、市区町村（こども家庭センター）から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効。

## 生活保護や児童扶養手当の受給家庭の状況確認によるアプローチ

- ・こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯を把握した場合には、こども家庭センターの職員が、ケースワーカー／ひとり親担当の職員とともに状況を確認する

## 精神保健福祉分野との連携によるアプローチ

こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯について状況を確認、精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、精神科医療機関や訪問看護事業者等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると考えられる家庭についての情報提供を促す

- ➡ 様々な視点から、漏れが無いようにヤングケアラーに気づくことが重要
- ・保健師による気づきは、ヤングケアラーの把握に欠かせない



・虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重する。  
まずはヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けることが、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられる。

・ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割がある。また、家族がこどもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もある。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いを尊重する姿勢が極めて重要である。

・必要に応じて本人・家族の同意を取った上で、こども家庭センター等、各自治体のヤングケアラー支援を担う部署と情報連携をし、計画的な支援につなげる。

こども家庭センターがヤングケアラー支援の中心的役割を担うことをお示ししています。  
関係部署との調整の上、各自治体内のヤングケアラー支援の導線を確認をお願いします。



# ヤングケアラーへの支援策（こども家庭庁の予算事業）

## ①ヤングケアラーの実態調査・把握

(1) 実施主体	都道府県・市区町村
(2) 補助基準額	都道府県 7,669千円
	指定都市 "
	中核市 4,168千円
	特別区 "
	市町村 2,313千円

※学校等の関係機関を通じ記名式等個人を特定する手法による実施が望ましい

## ②関係機関職員研修

(1) 実施主体	都道府県・市区町村
(2) 補助基準額	都道府県 4,086千円
	指定都市 "
	中核市 2,430千円
	特別区 "
	市町村 1,775千円

※ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護医療・教育等関係機関の大人の気づきが重要

## ③ヤングケアラー・コーディネーターの配置

(1) 実施主体	都道府県・市区町村
(2) 補助基準額	都道府県 17,698千円
	指定都市 "
	中核市 11,371千円
	特別区 "
	市町村 6,391千円

※関係機関・団体等と連携し、相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職を配置

## ④オンラインサロンの設置・運営支援

(1) 実施主体	都道府県・市区町村
(2) 補助基準額	都道府県 4,033千円
	指定都市 "
	中核市 2,741千円
	特別区 "
	市町村 1,789千円

※支援者団体等によるSNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施

## ⑤ピアサポート等相談支援体制の推進

(1) 実施主体	都道府県・市区町村
(2) 補助基準額	都道府県 7,444千円
	指定都市 "
	中核市 5,045千円
	特別区 "
	市町村 2,600千円

※支援者団体等によるヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談を実施

## ⑥相談支援体制加算

(1) キャリア相談	都道府県・指定都市 5,814千円
	中核市・特別区 3,876千円
	市町村 1,938千円
(2) イベント実施加算	都道府県・指定都市 3,119千円
	中核市・特別区 2,697千円
	市町村 2,252千円

## ⑦外国語対応通訳派遣支援

(1) 実施主体	都道府県・市区町村
(2) 補助基準額	都道府県 7,920千円
	指定都市 "
	中核市 5,280千円
	特別区 "
	市町村 2,640千円

※日本語が第一言語でない家族の、病院や行政手続等の支援に必要な通訳を派遣又は配置

## ⑧市町村相談体制整備事業

(1) 実施主体	市区町村
(2) 補助基準額	市町村 1,937千円
(3) 負担割合	国： 1 / 2
	市町村： 1 / 2

※学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を把握するとともに、ヤングケアラーの生活改善をフォローアップ

### ※参考

予算事業を地方自治体が活用する際の各事業の負担割合（補助率）

①～⑦ 国：自治体 = 2/3 : 1/3

⑧ 国：自治体 = 1/2 : 1/2

- ・介護、障害、難病、精神疾患、外国ルーツ等、幅広い住民との接点
- ・地域資源との連携・開拓のノウハウ
- ・多分野にまたがった業務・ネットワーク

保健師の役割は、自治体・地域でヤングケアラー支援を効果的に進める上で貴重な強み



- ・家族のケアを担うこども・若者に気づき、適切に関わる
- ・ヤングケアラー支援についての情報発信
- ・多分野・多機関で協働したヤングケアラー支援体制の構築

等への御協力をお願いいたします。

## 参考資料

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）  
令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知の概要

## 法改正に係る施行通知の概要①

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」

令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知

### <定義>

- ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すもの。
- 都道府県及び市区町村（こども家庭センター等）において支援対象であるかの判断を行うに当たっては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人の子ども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要。
- 「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。

### <支援の対象年齢>

- こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。

### <具体的な支援のあり方>

#### (1) ヤングケアラーの把握

##### ① 市区町村における記名式等による実態把握

まずは、ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要であり、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努める必要がある。その上で、主に市区町村において任意の記名式等個人を把握することが可能な方法により調査を実施することが必要。

特に子どもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、市区町村（こども家庭センター）から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効。

## 法改正に係る施行通知の概要②

### ② 支援の必要性、緊急性の高い者への優先的な支援

ヤングケアラーへの支援を進めるに当たっては、特に支援の必要性、緊急性が高い者を特定し、優先的に支援を展開していくことも重要。特に優先的に支援を行う必要性の高いケースとしては、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであったりするなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースが想定。

#### (生活保護や児童扶養手当の受給家庭の状況確認によるアプローチ)

- 管内の福祉事務所等との連携により生活保護を受給している家庭の世帯構成を確認し、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯については、こども家庭センターの職員がケースワーカーとの同行訪問等により状況を確認する
- 児童扶養手当の申請手続等において、受給者等に日常的なケアが必要であり、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯を把握した場合には、こども家庭センターの職員がひとり親担当の職員とともに状況を確認するなど、優先的に支援を進めることが効果的。

#### (学校等を通じたアンケート調査等によるアプローチ)

市区町村（こども家庭センター）による学校等の関係機関を通じたアンケート調査やスクールカウンセラーによる相談支援の結果等の内容も十分踏まえて、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努める。その際、把握したヤングケアラーの情報について、学校等とこども家庭センターとが適切に情報共有し、支援につなげていくことが有効。

#### (精神保健福祉分野との連携によるアプローチ)

- 都道府県等の精神保健福祉担当部局（自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の担当等）と連携しつつ、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯について状況を確認する
- 精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、精神科医療機関や訪問看護事業者等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると考えられる家庭についての情報提供を促すなど、精神保健福祉分野との連携も効果的。

### ③ 市区町村と都道府県の役割分担及び予算事業の活用について

- 市区町村におけるヤングケアラーの把握のための調査は、定期的な実施が望まれる（少なくとも年に1回程度）。
- 都道府県においては、広域的な調査を実施した上で、条例の制定や計画策定など広域的に支援体制を整備するための取組を進めることが効果的。
- これらの調査により把握された実態を踏まえ、都道府県が中心となって市区町村との役割を整理し、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みを構築。
- ヤングケアラーの実態調査の実施に際しては、ヤングケアラー支援体制強化事業における実態調査・把握への補助を積極活用。



## 法改正に係る施行通知の概要③

### (2) ヤングケアラーへの支援

#### ① 18歳未満の支援 →こども家庭センターにおけるヤングケアラー支援については施行通知別紙1を参照

- 要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプラン（SP）を作成し、包括的・計画的に支援。当該児童やその保護者が支援を拒否している場合等であっても、SPの作成に向けた働き方を丁寧に行う。

#### ② 18歳以上の支援 (都道府県の役割)

- 特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援に向けた市区町村へのつなぎや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制を整備。（管内の子ども・若者総合支援センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する、管内をカバーしうる民間支援団体等に依頼する等）

#### (市区町村の役割)

- 年齢により切れ目なく支援を行うために、市区町村としても支援体制を整備。特に、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待。

#### ③ 具体的な支援内容と支援体制の整備 →具体的な支援内容例については施行通知別紙2を参照

- 介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業、外国語対応通訳の派遣等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替していくほか、日常的なケアから離れたレスパイトの機会を確保、ピアサポート等の相談支援等、必要な支援の実施体制を整備。
- 介護保険、障害福祉サービス等の関係機関・部署に対して、子が主たる介護者となっている場合には、子を「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮して支給決定等を行う必要があることなどの認識を十分共有。
- 支援体制の構築に際してはヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）を積極活用。

#### ④ 実態把握・支援の実施状況の定期的な照会・公表

- 各市区町村におけるヤングケアラーの把握・支援の実施状況（SP作成状況を含む）は、こども家庭庁より定期的に照会・公表。

### (3) 支援に当たって留意すべき事項

- こども・若者や保護者等の複雑な心情等にも十分に配慮。
- ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定的・共感的な関わりを心掛け、外部サービスの導入に当たっては、家族全体を支援する視点を持って、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明等を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行う。

## 法改正に係る施行通知の概要④

### <子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会等の連携の在り方> → 個人情報取扱については施行通知別紙3を参照

- 年齢によって支援が途切れることのないよう、当該児童が18歳に達するまでに、要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援調整機関にヤングケアラーの支援に必要な情報を提供するなど、各調整機関同士が連携を図るよう努める。
- 子ども・若者総合相談センターが、協議会間の支援をつなぐ拠点としての役割を担えるよう、例えば、以下のような対応を想定。
  - ①子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わること。
  - ②各市区町村において、子ども・若者総合相談センターや子若協議会の設置を一層促進。（こども家庭センターに、子ども・若者総合相談センターの機能を統合するなどして一体的に運営することは差し支えない）
- 介護や生活困窮など他制度における支援策を活用できるよう、社会福祉法や生活困窮者自立支援の支援会議や、介護保険法の地域ケア会議等との連携を行うことも重要。

### <国民の理解の増進等>

- ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要。
- 国による積極的な広報啓発の実施に加え、各地方公共団体において、地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的・積極的な広報啓発の実施を検討。
- ヤングケアラーに関する広報啓発に当たっては、こども・若者の複雑な心情等にも十分に配慮することが重要。
  - ・ヤングケアラーへの支援が家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであること
  - ・本人の受け止めに丁寧な捉えが必要があること
  - ・その上でこども・若者にとって必要な時間が確保されるよう、こども家庭センターのSP等を通じた支援が行い得ること
- 等について、周囲の大人等の適切な理解を促し、当事者に寄り添った姿勢の下で支援につなげられるよう、丁寧な広報啓発を実施。

### <調査研究の推進、人材の養成等>

- 国において、今後、ヤングケアラーへの支援の方法等に関する必要な調査研究等を実施。地方公共団体においても、ヤングケアラーの効果的な支援方法等に関する必要な調査研究の実施に努める。
- 国において、困難を有するこども・若者を支援する人材の養成について研修を実施予定。地方公共団体においても関係機関職員研修等への補助を積極活用しつつ、ヤングケアラーの支援に必要な人材の養成や支援体制の整備のための必要な施策を講ずるよう努める。

## 地域におけるヤングケアラーへの支援内容

別紙 2

### ＜参考＞ヤングケアラーの負担軽減につながる支援内容（例）

ケース例	支援内容の例	想定される主な連携先
ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービス（在宅サービス（ヘルパー、ショートステイ利用等）、施設入所等）</li> </ul>	市区町村の担当部署（介護関係等）
ヤングケアラーがケアをする対象者に障害等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等（居宅介護（家事援助）等の利用、短期入所（ショートステイ）、障害児通所事業、施設入所等）</li> <li>訪問看護（精神障害等で医療的支援を必要とする場合）</li> <li>自立支援医療</li> </ul>	市区町村の担当部署（障害福祉関係等）、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害福祉サービス等事業者、訪問看護事業者等
ヤングケアラーがケアをする対象者に医療的ケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護を含む医療サービス</li> <li>短期入所（レスパイトケアを目的としたショートステイ）</li> <li>自立支援医療</li> </ul>	市区町村の担当部署（障害福祉関係等）、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護事業者等
ヤングケアラー本人やその家族に経済的支援（経済的自立）が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給</li> <li>生活困窮者自立支援機関の支援制度の活用</li> <li>自治体の補助金の活用、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の活用、市町村会の就学援助制度の活用</li> <li>高校等の授業料支援（高等学校等就学支援金・高校等で学び直す者に対する支援等）、高校等の授業料以外の教育費に係る支援（高校生等奨学給付金等）の活用</li> <li>大学等の授業料等減免、（独）日本学生支援機構等の給付型奨学金・貸与型奨学金の活用</li> <li>高校・大学等の各種修学支援制度における家計急変支援制度の活用</li> <li>就労支援（家族からの子どもの自立、親の就労支援等）</li> <li>障害年金受給</li> <li>傷病手当金受給</li> </ul>	福祉事務所や市区町村の担当部署、自立相談支援機関、就学援助制度担当課、社会福祉協議会、ハローワーク、年金事務所、学校、都道府県教育委員会の就学支援担当課、（独）日本学生支援機構等
ヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯訪問支援事業</li> <li>養育支援訪問事業（未熟児や多胎児等に対する栄養指導等）</li> <li>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用（きょうだいの登校支援等）</li> </ul>	市区町村の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）等

## 地域におけるヤングケアラーへの支援内容

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の利用調整</li> <li>・放課後児童クラブ・児童館の利用調整</li> <li>・乳児の一時預かり（保育所等）</li> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（幼いきょうだいの利用等）</li> </ul>	
ヤングケアラー本人のレスパイトが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所の提供（児童育成支援拠点事業、子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等）</li> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（本人利用等）</li> </ul>	自治体の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）等
ヤングケアラー本人や家族が経験を共有できる相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラー同士のピアサポート</li> <li>・家族会（障害等により様々に存在）</li> <li>・オンラインサロン</li> </ul>	自治体の担当部署（ヤングケアラー関係、福祉関係等）、子ども・若者総合支援センター、都道府県が委託したヤングケアラーの支援団体等
ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリング</li> <li>・養護教諭等による相談対応</li> <li>・医療サービス</li> </ul>	医療機関、学校等
日常生活の支援をする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯訪問支援事業</li> <li>・児童育成支援拠点事業</li> <li>・食事等の提供（フードバンクの利用、子ども食堂、NPO法人からの提供、自治体等が連携しての提供）</li> <li>・自宅の清掃（関係機関と連携してごみ屋敷の解消等）</li> <li>・金銭管理支援</li> </ul>	市区町村の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等
学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童育成支援拠点事業</li> <li>・学校（学校と地域が連携して行う活動も含む）、家庭児童相談室による支援</li> <li>・生活困窮世帯やひとり親家庭のこども向け学習支援</li> <li>・進路相談</li> </ul>	自治体の担当部署（福祉関係、子育て支援関係等）、社会福祉協議会、学校等
ヤングケアラーがケアオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政等の通訳サービス（ヤングケアラー支援体制強化事業等）</li> </ul>	自治体の担当部署（ヤングケア



## 地域におけるヤングケアラーへの支援内容

る対象者に日本語通訳が必要な場合	・翻訳ツールの提供	ラー関係等) 等
ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	・行政等の手話通訳派遣サービス ・聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供	自治体の担当部署 (障害等) 等
人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	・キャリアカウンセリング ・児童家庭支援センターへの相談 ・ヤングケアラー同士のピアサポート ・学校の担任への相談	自治体の担当部署 (ヤングケアラー関係)、子ども・若者総合相談センター、都道府県が委託したヤングケアラーの支援団体、児童家庭支援センター、学校等
就労に関する支援が必要な場合	・新卒応援ハローワーク等における、ヤングケアラーの大学生等に対する、専門家 (公認心理師等)、学校、自治体の担当部署等とも連携した連携支援チームによる、心理的サポートを含めた一体的・総合的な就職支援 ・地域若者サポートステーションにおける、職業的自立に向けた就労支援	新卒応援ハローワーク等、地域若者サポートステーション
<p>※ 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」において作成した「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」 図表15「ケース別のサービス提供例」を参考に、こども家庭庁支援局虐待防止対策課において作成。</p> <p>※ この他、各地域において提供可能なサービスにつなぐなど適切かつ丁寧な対応を行うこと。</p>		